

環境保健部環境安全課

## 1．事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対し義務づけており、我が国においては、平成14年度より現在POPs条約の対象となっている12物質群のうち10物質群(ダイオキシン類は別途調査)について、国内モニタリング調査を実施している。

このPOPs条約において、これまでの12物質群に加え、新たに9物質群の新規POPsが第4回締約国会議において追加決定されたことから、平成22年度以降は、これら新規POPsについても国内においてモニタリングを実施し、また、東アジアにおけるPOPsの環境中での存在状況の推移を正確に把握し、将来的な協力体制を構築していくために実施している東アジアPOPsモニタリング事業（我が国の国内モニタリングポイントの辺戸岬が重点調査地点とされている）においても、環境中の存在状況の経年変化を把握する。

さらに、今後は、東アジア地域周辺諸国が一貫して分析まで行えるよう技術協力をすることにより、同地域におけるPOPs条約履行に係る協力体制をより一層強固なものとする必要があることから、重点調査地点を設置することとなったベトナムとの協力を開始し、分析技術能力の確立を図る。

高頻度（毎月1回）でモニタリングを実施する地点

## 2．事業計画

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度 以 降
・全国POPs残留状況(辺戸岬含む)の監視事業 ・東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業 ・ベトナムへの技術協力	(10物質群)	(19物質群)		
	(10物質群)	(19物質群)		

## 3．施策の効果

新規POPsについて、環境中の存在状況を監視することにより条約の履行の一層の推進を図り、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域のPOPs対策の実施を一層促し環境リスクの効果的な削減に資する。

# POPs(残留性有機汚染物質)監視事業費

## POPs条約

第11条: 国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること  
第16条: モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

## 新規POPsのモニタリング

平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択  
平成14年8月 日本がPOPs条約を締結→「POPsモニタリング調査」の開始(10物質群)  
平成16年5月 POPs条約発効  
平成17年6月 国内実施計画の策定

平成21年5月  
第4回POPs条約締約国会議(COP4)→新規POPs対象物質(9物質群)の追加決定

平成22年度～ 新規POPsを含めたPOPsモニタリング調査の実施の必要性

条約規制開始時の平成22年度からモニタリングデータを取得し、その後の経年変化を把握することが必要不可欠

## 東アジアPOPsモニタリング

重点調査地点として、辺戸岬(日本)が既に選定され、平成21年度より10物質群についてモニタリングしているところであるが、平成22年度より9物質群を追加する。

重点調査地点  
(日本: 辺戸岬)

重点調査地点候補地点  
(ベトナム: タムダオ)

H20年11月 第6回東アジアPOPsモニタリングワーキングショップにおいて、重点調査地点としてベトナムが候補地とされた。

H22年度～ ベトナムにおける高頻度モニタリングに係るサンプリング開始(月1回)

分析技術の確立が必要

日本とベトナムによる相互の分析により、POPs分析技術を確立させる。

ベトナムは、中国南西部や東南アジア地域の新興工業国と国境を接していることから、モニタリング結果は東アジアにおけるPOPs対策施策の構築のために必須。